会員各位

一般社団法人 全国住宅産業協会事務局長 米 山 篤 史

令和元年台風第19号による被害の発生に伴う建設業者及び宅地建物取引業者の 事務の取扱いについて

(住宅瑕疵担保履行法第4条又は第12条の規定に基づく届出の期限関係)

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添 資料をご参照ください。

記

- 1. 通知等資料 (1) 令和元年台風第19号による被害の発生に伴う建設業者及び宅地建物 取引業者の事務の取扱いについて(令和元年10月31日付 事務連絡)
  - (2)(参考1)令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害 及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
  - (3) (参考2) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別 措置に関する法律
- 2. 送付資料 1の(1)の通知文 ※全住協HPに通知文に係る関係資料全文を掲載
- 3. 参 考 H P 令和元年台風第19号等に係る被害状況等について (内閣府防災情報のページ) http://www.bousai.go.jp/index.html

4. 問 合 せ 先 (一社)全国住宅産業協会 担当:原田 TEL 03-3511-0611

以上

事 務 連 絡 令和元年 10 月 31 日

- (一社)不動産協会
- (一社)不動産流通経営協会
- (公社)全国宅地建物取引業協会連合会 御中
- (公社)全日本不動産協会
- (一社)全国住宅産業協会
- (公財)不動産流通推進センター

国土交通省 土地·建設得産業局 不動産業課

令和元年台風第 19 号による被害の発生に伴う建設業者及び 宅地建物取引業者の事務の取扱いについて

令和元年台風第 19 号による災害による被災地域の災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、宅地建物取引業者による特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成 19 年法律第 66 号。以下「履行法」という。)の規定に基づく届出等について、別添のとおり各地方整備局等あて通知したのでお知らせ致します。

記

- 1 履行法第4条又は第12条の規定に基づく届出の期限について
- 2 履行法施行規則第5条又は第16条に定める書類について

事 務 連 絡 令和元 10 月 31 日

各地方整備局等住宅瑕疵担保履行法担当者あて (各地方整備局等から管内の都道府県へ転送)

> 国土交通省土地·建設産業局 建設業課 不動産業課 住 宅 局 住宅生産課

令和元年台風第19号による被害の発生に伴う建設業者及び宅地建物取引業者の事務の取扱いについて

令和元年台風第 19 号による被災地域の被害(以下「災害」という。)が極めて甚大であることにかんがみ、この非常事態の下における特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成 19 年法律第 66 号。以下「法」という。)に基づく事務については、下記の点に留意されたく通知する。

なお、個々具体の事務の取扱いにつき不明な点については、担当課と密接な連絡を取りつ つ対応されたい。

記

#### 1. 対象となる地域について

令和元年台風第 19 号による災害に際し災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が 適用された市町村の区域

### 2. 届出について

## (1) 届出期限について

対象地域に主たる事務所を有する建設業者又は宅地建物取引業者で、法第4条 又は第12条の規定に基づく第20回基準日(令和元年9月30日)に係る届出を しようとする者(以下「届出事業者」という。)が、今般の災害のために、当該届 出を行うことができないと認められる場合には、特定非常災害の被害者の権利利 益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)及び令 和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべ き措置の指定に関する政令(令和元年政令第129号)の規定に基づき、令和2年 1月31日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事 上の責任を問わないものとする。

なお、対象地域に<u>主たる事務所を有しない</u>供託事業者が、交通機関の遮断や事務を処理する行政庁が被災したこと等により、当該届出を行うことができないと認められる場合であっても、同様の取扱いとする。

### (2) 届出書類について

対象地域に主たる事務所又は従たる事務所を有する届出事業者が、今般の災害のために、資力確保措置の状況の届出において特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則(平成 20 年国土交通省令第 10 号)第5条又は第 16条に定める書類の一部を添付することができないと認められる場合には、不足する書類を一定期日までに許可行政庁又は免許行政庁あてに提出する旨の誓約書、災害により書類の一部が消滅した旨の顛末書等を添付させて、当該届出を受理して差し支えない。

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

# 御名御璽

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

# 政令第百二十九号

定に関する政令 令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指

条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。 法律第八十五号)第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年

(特定非常災害の指定)

十日を同項の特定非常災害発生日として定める。という。)第二条第一項の特定非常災害として令和元年台風第十九号による災害を指定し、同年十月第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下「法」

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

を指定する。 第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置

(行政上の権利利益に係る満了日の延長期日)

**第三条** 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和二年三月三十一 第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和二年三月三十一

(特定義務の不履行についての免責に係る期限)

の免責に係る期限は、令和二年一月三十一日とする。 第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行について

(法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和三年十月九日と

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日)

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和二年五月二十九日とする。

(調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日)

際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。第七条第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和元年台風第十九号に

第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和四年九月三十日とする。

## ß A

2

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

法務大臣 河井 克行

## (参考2)

特定非常災害の被害者の 権利利 益 の保全等を図るため  $\mathcal{O}$ 

特別措置に関する法律

(平成八年六月十四日)

(法律第八十五号)

第百三十六回通常国会

第一次橋本内閣

改正

平成

九年

五,月

九日法律第

五〇号

同 年 一二月二二日同 第 六〇号

同 兀 年 七月一二日同 第 八五号

同 六年 六月 二日同 第 六七号

同 六年 六月 二 旦 同 第 七六号

同 六年 六月 八日同 第 一 一 号

同 同 八年 六年 六月 六月一 二日同 八日同 第 第 五〇号 一二号

同 八年 六月二一 日同 第 九二号

同 二〇年 五月二三日同 第 四〇号

同 二三年 六月二四 日同 第 七四号

同 二五年 六月二一 日同 第 五四号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置

に関する法律をここに公布する。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別

(趣旨

措置に関する法律

第一条 調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法 の特例、 の破産手続開始の決定の特例、 益に係る満了日の延長、 図るため、 急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする 律第二百 この法律は、 民事調停法 一号)及び景観法 特定非常災害が発生した場合における行政上の権利 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を (昭和二十六年法律第二百二十二号) による 履行されなかった義務に係る免責、 (平成十六年法律第百十号) による応 相続の承認又は放棄をすべき期間 (昭和二十五年法 法人 利

(平一六法七六・平一六法一一一・平二五法五四・ 部改

正

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 認められるものが発生した場合には、 居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と 速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入 なった者の保護、 被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、 令には、 害として政令で指定するものとする。 認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難と より債務超過となった法人の存立、当該非常災害により相続の して定めるものとする。 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、 当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日と 当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅 この場合において、 当該非常災害を特定非常災 又は当該非常災害に 当該非常災害 当該政 承 0

2 前項の政令においては、 次条以下に定める措置のうち当該特定

当該措置を政令で追加して指定するものとする。指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該

# (平二五法五四・一部改正)

7日条(欠こ曷げる権利利益(以下「寺定権利利益」という。)で(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利益」という。)に 条第一 という。)の施行に関する事務を所管する国の行政機関(内閣府 第七条第三項若しくは第五十八条第四項 非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令 満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、 の被害者の特定権利利益であってその存続期間が満了前であるも 以下同じ。)の長 る機関並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。 宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定す 五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示(以下「法令」 七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第 若しくは国家行政組織法 年法律第七十号)第十八条第一項において準用する場合を含む。 係る法律、 のを保全し、 る委員会である場合にあっては、当該委員会)は、 第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定す 項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第 政令又は内閣府設置法 又は当該特定権利利益であってその存続期間が既に (当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条 (昭和二十三年法律第百二十号)第十1 (平成十一年法律第八十九号) (宮内庁法 (昭和二十) 特定非常災害

ことができる権利であって、その存続期間が特定非常災害発生に置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めるに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めるに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するものに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めるに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めるに置かれる機関が特定非常災害発生日以前に行ったものに限る。)に求める日(以下「延長期日」という。)を限度として、これらで定める日(以下「延長期日」という。)を限度として、これらで定める日(以下「延長期日」という。)

指定して行うものとする。として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日をとなる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象

2

日以後に満了するもの

- する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日

該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることがでとなる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠

の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 る場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由があ

4

# (平一一法一六〇・一部改正)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する。)であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったも係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを婚予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)であって、特定非常の免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることがの免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の

2

裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあった場合に

前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定

おいて、

て準用する。
で準用する。
で準用する。
であることができる。前項の規定は、この場合についの条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責にがあると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要

ろによる。
合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるとこ合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるとこい事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得な

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関す

る措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することい場合又は破産手続開始の申立てをした場合でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常炎害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定だし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。たが、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

ればならない。 をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなけ

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすること

ができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第 又は職権で、その決定を取り消すことができる。 項に規定する事情について変更があったときは、 申立てにより

4 できない。 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることが

5 規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをす 発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、 ることを要しない。 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害 他の法律の

(平一六法七六・平一八法五〇・一部改正

第六条 するときは、同項の期間は、 が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して 地区として政令で定めるものに住所を有していた場合において、 多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた める者) (この期間が同項ただし書の規定によって伸長された場合にあっ 年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来 (相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置) 者の相続人 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合 (明治二十九年法律第八十九号)第九百十五条第一項の期間 その伸長された期間。 相続人(次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定 が、特定非常災害発生日において、特定非常災害により 当該政令で定める日まで伸長する。 以下この条において同じ。)の末日 その

> 者又は成年被後見人である場合 相続人(前号の場合にあっては、同号に定める者) その法定代理人 が 未成年

(平二五法五四・追加)

第七条 に、 規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。 用等に関する法律 争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛 係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるも 起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間 のに特定非常災害発生日において住所、 (民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置) 民事調停法による調停の申立てをする場合には、 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関 (昭和四十六年法律第四十号)第三条第一項の 居所、 営業所又は事務所 民事訴訟費

(平二五法五四・旧第六条繰下)

(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措

置

第八条 宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者 五条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害であ る場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住 めるときは、 る必要があり、 の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させ 建築基準法第二条第三十五号の特定行政庁は、 同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲 かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認 同法第八十

るときも、同様とする。に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとす内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長

下)二・平二〇法四〇・一部改正、平二五法五四・旧第七条繰二・平二〇法四〇・一部改正、平二五法五四・旧第七条繰(平九法五〇・平一四法八五・平一六法六七・平一八法九

は、「丁丁では、長見まちご」にある「夏)になるでなる」(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

(平一六法一一一・追加、平二五法五四・旧第八条繰下)

## 附則抄

(施行期日等)

それぞれ当該各号に定める災害について適用する。 1 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、

第二条及び第七条の規定平成七年一月一日以後に発生した

災害

二 第三条から第六条までの規定 平成八年四月一日以後に発生

した災害

**附 則** (平成九年五月九日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

1

る法律(平成九年法律第四十九号)の施行の日から施行する。 この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関す

(施行の日=平成九年一一月八日)

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六○)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 他の処分又は通知その他の行為とみなす。 法等の施行後は、 その他の行為は、 係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国 いて、相当の国の機関がした免許、 機関がした免許、 中央省庁等改革関係法及びこの法律 許可、 法令に別段の定めがあるもののほか、 改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づ 認可、 承認、指定その他の処分又は通 許可、 認可、 承認、 ( 以 下 指定その 改革関係 「改革関 知  $\mathcal{O}$